

## 社会福祉法人向陵会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人向陵会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (役員等)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいい、これに評議員を併せて役員等という。

### (報酬の額)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、役員の報酬は日額とし、理事会及び法人運營業務への出席の都度、別表に定める額を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている常勤役員に対しては、報酬は支給しないものとする。

2 評議員選任・解任委員会運営細則第2条に規定する委員の報酬は、別表に定めるものとし、法人の職員を兼務する委員については前項の規定を準用するものとする。

### (費用弁償)

第4条 法人は、役員等出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行にあたって、旅費以外の費用を要する場合は、その都度、当該費用を支給する。

### (報酬の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたる都度、支給する。

2 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

### (公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(細則)

第8条 この規程の実施に関し、必要な事項は理事長が別に定めるものとする。

附 則 (平成30年3月29日議決)

この規程は、評議員会の議決の日から施行する。

附 則 (令和2年3月23日議決)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

（1）理事

	日 額
理事会等会議への出席	3,000円
上記のほか、法人・施設業務のための出勤	3,000円

（2）監事

	日 額
監事監査等への出席	10,000円
理事会、評議員会等会議への出席	3,000円
上記のほか、法人・施設業務のための出勤	3,000円

（3）評議員

	日 額
評議員会への出席	3,000円
上記のほか、法人業務のための出勤	3,000円

（4）評議員選任・解任委員会委員

	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	3,000円
上記のほか、法人業務のための出勤	3,000円

※ いずれも所得税源泉徴収額控除後の額